

5/15 民部

介護サービス法強行可決

衆院厚労委

野党は「審議不十分」

衆院厚生労働委員会は十四日、介護保険制度のサービスカットを柱とする地域医療・介護総合確保推進法案を自民・公明両党の賛成多数で可決した。

民主党、維新、みんな、結い、共産の野党は「審議が不十分だ」として採決に反対したが、後藤茂之委員長（自民）が强行した。与党は十五日の衆院本会議で可決して参院に送付、六月二十二日までの今国会中の会期内に成立させる方針。

法案は二〇一五年八月から、一定の所得がある人は一律一割の介護サービスの利用者負担を二割に引き上げる。特別養老人ホーム（特養）の入所者への居住費や食費の補助も縮小す

る。一五年四月から、特養の新規入所者を原則として中重度の要介護3～5の人

に限定。軽度の要支援1、2のお年寄り向けの訪問・通所介護事業は国から市町村に移す。

医療分野では、患者の受け入れ態勢を整えるため都道府県に基金を設置。医療法は四月二十三日に衆院厚労委で審議が始まり、地方公聴会や参考人質疑を含めて計二十九時間審議し

た。法案は四月二十三日に衆院厚労委で審議が始まり、地方公聴会や参考人質疑を含めて計二十九時間審議した。

死亡事故の再発防止策を検討する民間の第三者機関を新設する。医療法や介護保険法など国民の生活に深く関わる十九本の法改正を一括した法案で、野党側は「詰め込み過ぎ。審議時間が確保できない」と反発している。

野党筆頭理事の山井和則氏（民主）は委員会の終了後、記者団に「社会保障のための消費税増税と言いつながら、介護サービスカットの法案を強行採決したのは国民への裏切りだ」と、政府・与党を批判した。

た。与党は十四日の理事会で採決を提案。野党側は審議継続を求めたが、質疑終了後、動議で審議を打ち切った。